平成２２年（フ）第３０５号
長崎県長崎市神ノ島町２丁目210番地
債務者　鳥邉　健二
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
大阪府松原市別所５丁目18番24号
債務者　津村　秀雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井崎　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
大阪府松原市別所５丁目18番24号
債務者　津村喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井崎　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８７号
大阪府和泉市鶴山台１丁目27番１号
債務者　楠野　茂夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安生　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
熊本県玉名郡和水町日平493番地１
債務者　安藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２６７号
福井市春日町242番地24
債務者　宮崎　　巌
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　芳和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
三重県度会郡大紀町錦329番地87
債務者　坂口　和巳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１８２２号
札幌市北区北35条西７丁目１番２―706号
債務者　佐々木正夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
三重県四日市市馳出町２丁目23番地１
債務者　松永　完志
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥谷　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
長崎県長崎市京泊２丁目１―１―301、住民票上の住所長崎県西海市西彼町白似田郷2158番地11
債務者　相川　禮子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
長崎県南島原市深江町乙1981番地１
債務者　下田　久栄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
宮崎県日南市吾田西１丁目10番35号
債務者　横山　政子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
岐阜市鷺山東２丁目５―59ハイツ仙古102、住民票上の住所岐阜市花ノ木町２丁目８番地２
債務者　千**葉**　維彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
三重県松阪市中ノ庄町1454番地
債務者　松野　智朗
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５７号
三重県松阪市中ノ庄町1454番地
債務者　松野　鈴子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６７６号
京都市上京区日暮通下立売上る西入分銅町569番地
債務者　大栢　　修
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　繁一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６５号
北海道網走郡美幌町字西１条北４丁目５番地の６　コーポ都102号
債務者　今井　久夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係